

第2次深谷市障害者活躍推進計画

機関名	深谷市（市長部局）
任命権者	深谷市長
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
深谷市（市長部局）における障害者雇用に関する課題	<p>深谷市においては、深谷市教育委員会との特例認定により、両機関を合算して障害者任免状況通報を行っている。</p> <p>これまで、障害者を対象とした採用活動等を行った結果、令和6年6月1日時点での雇用率は3.01%であり、法定雇用率を上回っている状況である。</p> <p>しかし、障害者職員の退職リスクは常に存在し、また、算定基礎となる職員数の増加にも留意すべき必要があることから、引き続き、障害者の積極的な採用及び定着を図る。</p> <p>【参考】雇用率推移</p> <p>令和4年6月1日：2.43% 令和4年11月18日：2.60% 令和5年6月1日：2.66% 令和6年6月1日：3.01%</p>
目標	
① 採用に関する目標	<p>障害者である職員の実雇用率について、各年度において、当該6月1日時点の法定雇用率を上回ることを目標とする。</p> <p>評価は、毎年の障害者任免状況通報時に把握及び進捗管理を行う。</p>
② 定着に関する目標	<p>障害者である職員の不本意な離職を極力生じさせないことを目標とする。</p> <p>評価は、毎年の障害者任免状況通報時に、人事記録等を元に特に前年度採用者の定着状況を把握し、進捗管理を行うものとする。</p>
③ キャリア形成に関する目標	<p>本人と職務が適切にマッチングできるよう努める。</p> <p>各種研修の受講機会を付与するよう努める。</p> <p>評価は、研修受講実績及び自己申告書等により把握する。</p>
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者雇用推進者として人事課長を選任する。 ○障害者職業生活相談員を、人事課職員から選任する。 ○新たに障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。 ○精神障害者又は知的障害者である職員が配属される所属の職員には、埼玉労働局が開催する「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」への案内を行い、受講希望者を募る。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<ul style="list-style-type: none"> ○障害等により従来業務遂行が困難となった旨の相談があった場合は、人事課と連携し、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。

<p>3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○相談窓口への相談のほか、人事評価面談等の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○障害者である職員からの意見・要望を踏まえ、職務に必要な就労支援機器の購入について検討を行う。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、任用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
<p>4. その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○各関係法律等に基づき、障害者の活躍の場を拡大できるよう、適切な支援、配慮に努める。 ○障害者就労施設等が、生産、加工等をした物品を販売する場の提供を行う。